

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年6月29日
【事業年度】 第20期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】 株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】 GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】 (048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 大井 康生
【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】 (048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 大井 康生
【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所（セントレックス）
(愛知県名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高（千円）	874,034	955,200	764,172	1,408,594	2,154,983	2,207,104
経常利益又は経常損失 （△）（千円）	△114,331	△55,981	△77,993	81,892	118,757	6,964
当期純利益又は当期純損失 （△）（千円）	△120,709	△58,255	△91,693	123,625	102,582	△51,842
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—	—
資本金（千円）	1,252,111	1,252,111	1,252,111	363,748	363,748	499,748
発行済株式総数（株）	5,514	5,514	5,514	11,028	11,028	13,028
純資産額（千円）	513,697	455,441	363,748	487,373	589,955	850,913
総資産額（千円）	698,350	593,575	529,884	700,480	971,754	1,133,060
1株当たり純資産額（円）	93,162.31	82,597.28	65,968.14	44,194.20	53,496.16	65,314.19
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）（円）	△21,891.49	△10,565.03	△16,629.14	11,210.13	9,301.96	△3,986.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	73.6	76.7	68.7	69.6	60.7	75.1
自己資本利益率（%）	—	—	—	29.1	19.0	—
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—	—
配当性向（%）	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	20,804	43,234	△7,264	83,939
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	△48,936	△73,602	△74,075	△73,698
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	—	120,000	180,895
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	—	—	129,730	99,362	138,021	329,158
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)（人）	33 (5)	25 (5)	31 (10)	35 (26)	44 (69)	57 (63)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第17期までについては 1 株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第18期及び第19期については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
第20期については潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第16期より「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。
5. 第15期から第17期及び第20期の自己資本利益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
6. 第19期までの株価収益率につきましては、当社株式が平成18年4月5日まで非上場かつ非登録であり、株価の把握ができないため、記載しておりません。また、第20期の株価収益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
7. 平成16年3月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を6月30日から3月31日に変更しております。従って、第17期は平成15年7月1日から平成16年3月31日の9ヶ月間となっております。
8. 当社は平成17年1月31日付で株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。
9. 第17期以降の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和62年9月	ビデオレンタルを目的に埼玉県浦和市に出資金5,000,000円で有限会社プラス・ワン設立
平成12年4月	有限会社プラス・ワンを組織変更し、株式会社ゴルフ・ドゥ設立（資本金12,000,000円）
平成12年5月	株式会社ボックスグループより『ゴルフ・ドゥ！』のフランチャイズ事業及び直営店にかかる営業を譲り受け、同事業を開始
平成12年6月	本店を浦和市からさいたま市中央区上落合に移転 第三者割当による新株発行（資本金1,052,122,800円）
平成12年10月	インターネットを利用して全店の在庫検索ができる、ゴルフ・ドゥ！ドットコムサービス開始
平成13年1月	第三者割当による新株発行（資本金1,252,111,800円）
平成13年11月	直営 東大宮店オープン
平成14年4月	直営 与野東口店、蕨駅東口店オープン
平成15年11月	株式会社ドゥ・ヨネザワと共同出資で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州を設立
平成15年11月	直営 与野中央店オープン（床面積100坪超の新ビジネスモデル店舗展開スタート）
平成16年3月	F C店における新ビジネスモデル店舗展開スタート、直営 池袋店、蕨駅東口店閉店
平成16年4月	直営 吹上店オープン
平成16年7月	直営 草加店オープン
平成16年11月	直営 桶川店オープン
平成17年1月	直営 多摩ニュータウン店オープン
平成17年1月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が11,028株に増加
平成17年3月	繰越損失解消のために減資を実施（資本金363,748,326円）
平成17年4月	直営 深谷店オープン
平成17年6月	直営 花小金井店オープン
平成17年10月	直営与野東口店を移転させ、北浦和店としてオープン
平成17年12月	関西営業所 開設
平成18年3月	直営 桶川店閉店
平成18年3月	ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ開設
平成18年4月	名古屋証券取引所の承認を得てセントレックス市場に上場
平成18年8月	直営 川越店オープン
平成19年3月	直営 桶川末広店オープン

3 【事業の内容】

当社は、中古ゴルフクラブの買取及び販売を主たる営業目的とする「ゴルフ・ドゥ！」直営店及び「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズチェーン本部の運営を主な事業内容としています。

平成19年3月31日現在の店舗数は直営店10店舗、フランチャイズ加盟店66店舗の計76店舗であります。

当社の取扱う商品・サービスは、中古ゴルフクラブの買取・販売以外にも、新品ゴルフクラブや用品の販売、ゴルフクラブのリペアサービス、直営店舗でのゴルフレッスン実施などがあります。またインターネットを利用した販売及び在庫検索による他店舗在庫の取り寄せなども行なっており、一般ユーザーのゴルフに関するニーズに幅広く対応しております。

(取扱商品)

「ゴルフ・ドゥ！」において提供している主な商品及びサービスの内容は、以下のとおりであります。

商品	ゴルフクラブ	新品・中古
	ゴルフ用品	ボール、キャディバッグ、グローブ、シューズ等
サービス	クラブリペア	グリップ交換、シャフト交換、ライ角調整等
	ゴルフレッスン	店内および練習場でのレッスンなど

(仕入・販売の特徴)

当社における仕入れ・販売の特徴は、一般ユーザーが使用したゴルフクラブをそれぞれの店頭で買取り、傷や汚れなどをメンテナンスした上で販売する点であります。

新品のクラブや用品等については、各メーカー、問屋から仕入をしており、直営店での販売及びフランチャイズ加盟店への卸売を行っております。

また、中古ゴルフクラブ流通における当社直営店及びフランチャイズ加盟店独自の仕組みとして、全国の店頭在庫約10万本を対象とした「店舗間在庫共有システム」（注1）や自店滞留在庫を他の直営店やフランチャイズ加盟店にて販売するためのインターネット上の「ゴルフ・ドゥ！市場」（注2）のシステムを構築しており、お客様のニーズに応えるだけでなく仕入コストの削減、過剰在庫を避けることのできる体制を作り上げております。

（注1）「店舗間在庫共有システム」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗がWeb端末を使用してゴルフ・ドゥ！店舗ネットワーク内で商品検索を行い、販売店の店頭でお客様から要望のあった中古クラブを取り寄せるシステム。

（注2）「ゴルフ・ドゥ！市場」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗が出品・買取発注できるWeb上の市場。一般消費者には公開されておらず、主にフランチャイズ加盟店の間で、不足する商材や過剰な商材の売買を行うことで、在庫の流動化を図ることが可能。

(査定システム)

当社は、直営店及び全国フランチャイズ加盟店にインターネット環境を利用したネットワーク型「多機能POSシステム」を導入し、販売・買取りの査定システムに組み込んでおります。

当該システムのデータベースには約5万点に及ぶ商品の最新の価格情報が蓄積されており、顧客の持ち込んだ中古クラブの適正基準価格を瞬時に提示できる仕組みとなっております。当社の主力商品である中古ゴルフクラブは、市場の人気度合いや、発売からの経過年数によって価格が変動するため、店舗によって価格のばらつきが生じる可能性がありますが、当社では価格の変動をデイリーでシステムのデータベースに反映し、即時情報配信を行うため、全店統一した基準価格をもって店舗運営にあたることができます。

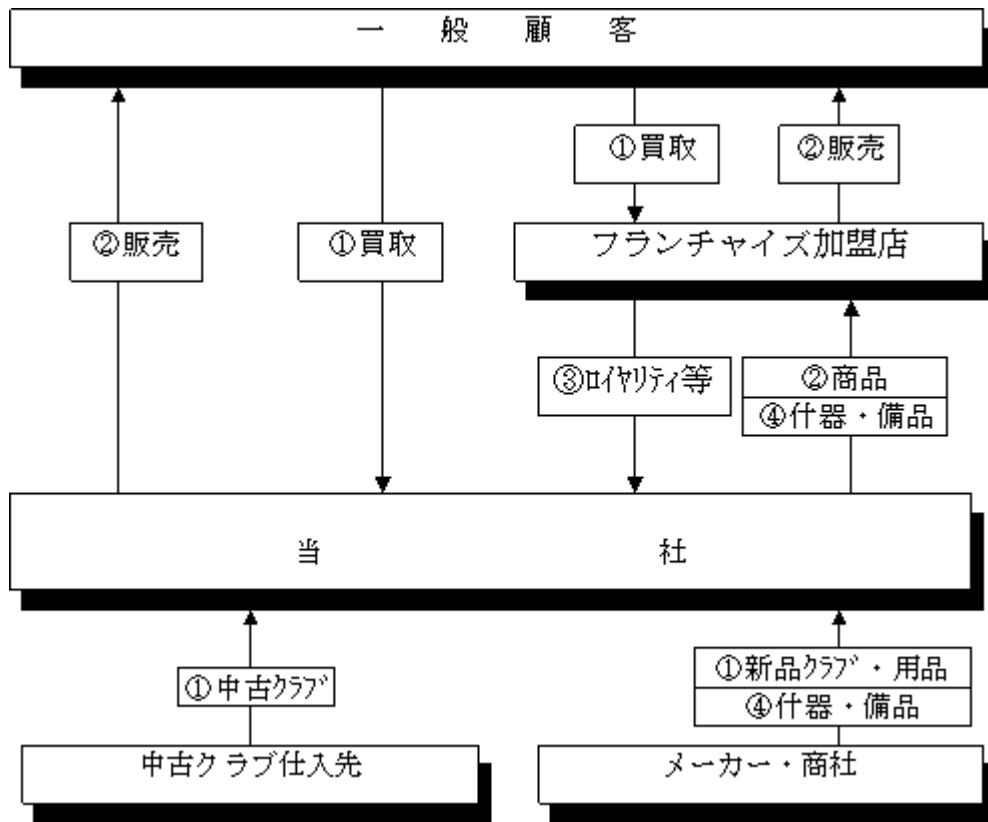
(フランチャイズ事業)

当社は、全国的な多店舗展開を図るため、法人または個人の開業希望者とフランチャイズ契約を締結しております。フランチャイズ加盟店に対しては「ゴルフ・ドゥ！」の商標、商号を利用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービスの提供その他事業経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行ないます。

また、当社は、実績のある加盟者との間でエリアフランチャイズ契約を結び、特定エリアの出店加速を推進しております。

(事業系統図)

事業系統図は、以下のとおりであります。



①当社は中古ゴルフクラブを店頭で一般顧客から買取るほか、本部で買付け業務を行なっております。

また、新品ゴルフクラブとボール・バッグなどゴルフ用品については、メーカー・商社から仕入れております。

②調達した商品は直営店及びフランチャイズ加盟店で販売しております。

③フランチャイズ加盟店は当社の提供するノウハウ・サービスの対価としてロイヤリティ、共通宣伝費などを支払います。

④フランチャイズ開店時に店舗用の什器・備品、POSシステムなどをメーカーから仕入れ、フランチャイズ加盟店に販売しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
57 (63)	33.2	2.6	4,155

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度に比べ13人増加しました主な増加原因は、新規出店に対応する為の新卒者の雇用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期のわが国経済は、原油価格の高騰が続いたものの、世界的な好景気と円安を背景に輸出が伸び、輸出企業を中心に企業業績が好調に推移しました。これが設備投資と雇用や所得環境の改善をもたらし、景気はこれまでの回復基調を持続いたしました。

ゴルフ業界におきましても、ゴルフ場やクラブメーカーの経営悪化による事業売却があったものの、景気回復と女子プロゴルフの人気を背景に市場には明るさが戻り始め、平成18年秋以降、ゴルフメーカー、ゴルフ場運営会社、同業他社の新規上場も相次いでおり、業界全体としては回復基調が見え始めました。

このような経済環境のもとで、当事業年度に当社は新たに直営店2店舗を出店しました。またフランチャイズ店も4店舗出店した結果、66店舗となり全国で合計76店舗となりました。この結果、売上高は前事業年度の21億54百万円から22億7百万円と増加しました。

これを事業部門別で見ますと、直営店売上は大型店舗である川越店、桶川末広店を出店した結果、前事業年度の11億93百万円から14億52百万円（前年同期比21.7%増）と増加しましたが、フランチャイズ事業は前事業年度の9億61百万円から7億54百万円（同21.5%減）となっております。

損益面では、売上総利益は前事業年度の9億21百万円から9億4百万円（同1.9%減）となりました。さらに、直営店舗の出店計画にもとづく人件費など販売費及び一般管理費の増加があり、営業利益は前事業年度の1億15百万円から13百万円（同88.7%減）と大幅に減少する結果となりました。

この結果、当事業年度における売上高は22億7百万円（同2.4%増）、損益面では経常利益が6百万円、当期純損失は51百万円となりました。当期純損失の要因は、繰延税金資産の減少により法人税等調整額42百万円を計上した事によるものであります。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の減少などにより営業活動によるキャッシュ・フローは83百万円の増加でしたが、直営店の出店及びネット販売に対する設備投資の支出により投資活動によるキャッシュ・フローが73百万円の支払となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、株式発行による収入とともに短期借入金を返済した結果、1億80百万円の収入となりました。

したがって、資金は、前事業年度末に比べ1億91百万円増加し、当事業年度末には3億29百万円となりました。

また当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は83百万円（前事業年度は7百万円の支出）となりました。

これは前年同期までの営業活動のキャッシュ・フローの減少の主な要因となっていた、売上増を目的とした新規フランチャイズ店向けのたな卸資産の積増から減少に転じたことを反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は73百万円（前事業年度は74百万円の支出）となりました。

ソフトウエアを中心とした無形固定資産の取得による支出が27百万円、直営店の出店による有形固定資産の取得による支出が35百万円、敷金・保証金拠出による支出が18百万円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は1億80百万円となりました。

これは運転資金として借り入れた1億20百万円の返済とともに、株式発行による収入が3億円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（%）
直 営(千円)	1,452,251	121.7
フランチャイズ(千円)	754,852	78.5
合計(千円)	2,207,104	102.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の属するゴルフ業界は、過去10年の間に多くのゴルフ場が閉鎖に追い込まれ、ゴルフ用品販売額も低迷しておりました。そのような中で中古ゴルフ市場は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長して参りました。しかし、一方では従来その価値に対する認識が低かった中古ゴルフクラブの売買が独立した事業になるということからフランチャイズ展開や個人経営という方法で多くの事業者が参入、競争が激化し、現在ではその淘汰が進んで中古ゴルフ業界の中でも有力企業の戦略が明確になってきました。また昨今、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しております。

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社は、以上のような環境の下、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

① 直営店の店舗展開と物件の確保

一般ゴルファーの間では中古ゴルフショップの存在は知られてはいるものの、その利用はまだ低い状況にあるものと当社は認識しております。従って、当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を進めております。さらに計画達成のための優良店舗物件の確保としては、次事業年度からは、リースバック方式による出店方式も取り入れ、計画的な出店戦略が実行できる体制の整備も進めております。

② フランチャイズ本部機能の強化

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズ展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時に加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのため加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店とフランチャイズ本部機能の強化のためには人材の確保と育成が必要であり、従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充実、人事制度の見直しを進めてまいります。

④ 資金調達力の強化と多様化

当社では従来、新規出店については主に内部留保で対応して参りましたが、今後加速化する直営店舗の出店と情報システム投資を行なうには外部からの資金調達も必要であり、財務のバランスを取りながら資金調達の多様化も検討してまいります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけではなくて企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには小規模な経営組織といえども、コンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには 内部管理体制の強化が急務であります。そのために、経営管理部門の人員増加、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日(平成19年6月29日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 中古ゴルフクラブ市場について

中古ゴルフショップの市場規模は、「2006年版 ゴルフ産業白書」(株式会社矢野経済研究所)によれば新品クラブやボール・シューズ・バッグなどの用品の販売分も含めて450～500億円程度と推計されております。

こうした中古ゴルフショップ業界は、業界としての市場確立からまだ日が浅く、未成熟な状況にあるものと当社では認識しております。このような市場で、当社では従来の中古ゴルフショップとは異なる「ロードサイドの大型できれいで品揃えが豊富、さらに試打室やリペア工房を備えた店舗」として今後も大型直営店舗の店舗展開を図って参りますが、こうした大型直営店舗の出店を重ねていくことが、顧客ニーズに合致し、今後継続的に利益計上をなし得るかを予想するための判断材料が充分にあるとは言えない面があります。

(2) 取扱商品の特徴について

① 外部環境の影響について

当社は、ゴルフクラブといった嗜好品を取り扱っていることからゴルフに対する消費者の注目度やヒット商品の有無、流行、天候、景気などが中古ゴルフクラブに対する消費者の購買行動に与える影響は大きく、これらの動向次第で当社の業績に影響を与える可能性があります。

また平成20年からゴルフ競技に関するルール改正により高反発クラブが、全面的にルール違反となります。当社では、今後のメーカーの対応と消費者の反応、クラブ相場の流れを総合的に判断して対応する所存ではありますが、ゴルフ競技に関するルール改正が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中古品を取り扱うことについて

店頭に「豊富な品揃え」をすることは、当社の差別化戦略の柱であり、既存店舗においては店頭における個人客からの買取り、新規出店においては本社商品仕入部門における業者からの買付けを主に行うことで商材の調達を行っております。また販売量の増加に伴う在庫不足に対しては、新たな買付拠点の設置、新規の業者買付ルートの開拓、直営店・フランチャイズ加盟店をネットワークでつなぎ共通在庫システムの活用を行うことなどで対応しております。

ただし、一般的に中古品商材は、通常の商材と異なり流通量に限りがあるため仕入量の調節が難しいという性格を持っております。中古ゴルフクラブも例外ではなく、計画通りの商材確保が達成できない場合には出店計画や販売計画の見直しを行なうことにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、販売面においても中古ゴルフクラブの販売価格は新品クラブ価格の影響を受けやすく、所謂新品量販店での新品クラブの値下時期が早まり、それと同時に値崩れが起こると中古クラブの販売価格も影響を受けざるを得なくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 他社との競合状態について

「2006年版 ゴルフ産業白書」(株式会社矢野経済研究所)によれば、平成18(2006)年の中古ゴルフショップの総店舗数は約550店舗程度と推計されております。

中古クラブは、流通している数量が限られた商材であるので、店舗運営する側にとってはどれだけ優良な商材を確保するかが、重要な要素となっております。今後更に中古ゴルフショップの店舗が増加し、同一商圈内に競合他社が進出する場合には、商材不足が深刻化し、競争が激化する可能性があります。また、新品量販店が中古クラブの買取・販売にも進出しており、業態を超えた競争激化も予想されます。

そのため、競争激化による買取価格の上昇または販売価格の下落等により採算が悪化した場合には、当社の業績に影響をもたらす可能性があります。

(4) フランチャイズ展開について

フランチャイズ加盟店の出店については、事前の綿密な市場・物件調査から社内各部門により構成される出店審査会を経て出店場所と時期が最終的に決定されますが、外部環境の急変等により出店数や出店時期が当社の計画通りに進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

フランチャイズ・システムは、フランチャイズ加盟店と本部である当社が対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であり、当社及びフランチャイズ加盟店のいずれもその役割を果たす必要があります。当社では、「ゴルフ・ドゥ！」という同一店舗名でチェーン展開を行ない、フランチャイズ加盟店に対し当社独自のノウハウ・商品を提供する一方、「共存共栄」の立場から問題点を共有し、解決可能なコンサルティングを行なうことで信頼関係を維持し、契約の継続と事業の発展を図っております。しかし、一方で不祥事等が起きた場合には全体のブランドイメージが損なわれ、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイズ加盟契約では、事前の予告がない限り契約期間終了後自動更新されますが、契約期間終了前でも当社とフランチャイズ加盟店が合意の上、フランチャイズ加盟店からの申出に基づく契約解除も認められておりますので、現在加盟中のフランチャイズ加盟店が解約違約金を支払って、契約を解除する可能性があります。

(5) 直営店の出店と出店費用について

当社は、フランチャイズで中古ゴルフクラブサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」の展開を進める一方、平成19年3月31日現在、埼玉県8店舗、東京都2店舗で直営店を出店しております。直営店のコンセプトは「ロードサイドの大型できれい品揃えが豊富、さらに試打室やリペア工房を備えた店舗」であり、今後はこのような大型店中心の店舗展開を図っていく方針であります。出店に際しては充分な準備期間を設けて好立地の物件の確保を目指しておりますが、立地、家賃、店舗面積など全ての条件を満たす物件は少なく、計画通りに店舗を確保できない場合もあり、このような場合には出店時期の遅れや予定以上の経費の発生というかたちで当社の業績に影響を与える可能性があります。また、大型店出店費用の大半は利益の内部留保と金融機関からの借入で賄う予定であります。ただし、資金調達が計画通りに実施できない場合は、出店計画を見直すことになり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 差入保証金について

当社における直営店出店は物件の賃借が基本であり、契約に際しては賃貸人に対し敷金保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、当事業年度末において1億3百万円（総資産に対して9.2%）であります。今後直営店舗の大型化と出店数の増加に伴い差入保証金残高も増加していく見通しであります。なお、当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、当社に起因しない賃貸人側の諸事情の発生等により、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約満了前に中途解約した場合には、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

(7) 法的規制について

① 古物営業法による規制

当社直営店及びフランチャイズ加盟店で行なう中古ゴルフクラブの買取り及び販売は、盗品等の混入の恐れがあるため、営業所を管轄する各都道府県公安委員会が監督官庁となり規制している古物営業法により許可を得ることが義務付けられております（同法3条）。当社は現在、埼玉県と東京都、兵庫県に営業所（本社）があり、3都県での営業許可を取得しております。

免許	監督官庁	番号
古物商許可証	埼玉県公安委員会 東京都公安委員会 兵庫県公安委員会	第431010007249号 第305510007311号 第631360600001号

古物営業法の規定では、買取り商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされており（同法20条）、返還する商品については損失が発生いたします。

今まで当社は同法に基づく監督官庁による行政処分、行政指導を受けた事実はございませんが、当社が同法に定める規制に違反した場合には、許可の取消し、営業の停止等の行政処分や罰則を科される可能性があり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中小小売商業振興法による規制

当社は、フランチャイズ展開を行う上で、「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」による規制を受けております。当社がフランチャイズ加盟店を募集するには、「中小小売商業振興法」の規制により、当社のフランチャイズ事業の内容やフランチャイズ契約書の内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。

今後当社はフランチャイズ加盟店との関係を強化し、指導、教育の充実を図る所存ではあります、フランチャイズ加盟店からフランチャイズ契約に関する訴訟が提起された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定商取引に関する法律

当社が運営している「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」は、「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し、広告の記載義務などその適用を受けております。当社は同法の規定を遵守して業務を行なっておりますが、同法に違反した場合には、違反の旨の公表や通信販売に関する業務の停止命令があり、その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買い受ける際、相手先の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けることとされておりますが、当社ではこれら個人情報を帳簿等に記載または電磁的方法により記録しております。当社では店頭販売等の業務において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載または電磁的方法により記録し、管理しております。また、当社に対する愛着を一層高めてもらうことを目的とした各種販売キャンペーンを実施しております。当該キャンペーンの実施に当たっては、応募者の氏名、生年月日、住所、電話番号、ゴルフ歴を応募用紙に記入していただいており、記入された情報は、各種販売キャンペーンの運営、並びにゴルフ・ドゥ！からの情報提供に使用しております。

このように当社では、事業遂行上各ルートから個人情報に接しているため、多くの個人情報が当社に蓄積されており、当社は個人情報保護法に定める個人情報取扱業者に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。

このため当社では、個人情報の取扱いについて、従業員及びフランチャイズ加盟店に対する情報セキュリティ教育を実施しております。しかしながら、不測の事態によって、個人情報の外部流出が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社のみならず、フランチャイズ加盟店、販売キャンペーン等の受託企業において類似の事態が発生した場合も、当社に対する信用低下に繋がり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模な組織体制について

平成19年3月31日現在、当社は取締役6名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、従業員57名と小規模組織で事業展開しております。また、内部管理体制も規模に応じた体制になっております。今後は事業の拡大に伴い、人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、人員の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進まなかった場合、または既存の人員が社外に流出した場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保及び育成

中古ゴルフショップの存在に対する認知度が高まると共に、中古ゴルフショップに対する顧客の要求水準は年々高まっているものと当社では認識しております。当社はこうした顧客の要求水準を満たすとともに今後事業規模を更に拡大するために直営店におけるアルバイトも含めた人材育成プランを導入しております。そして、直営店で育った人材をフランチャイズ加盟店指導にあたらせて直営店とフランチャイズ加盟店のクオリティを均一化していく方針であります。しかしながら、顧客の要求水準を満たすサービスを提供しうる人材の育成・確保を当社ができなかつた場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 税務上の繰越欠損金を有していること

当社は、事業開始年度から税務上の繰越欠損金を有しておりますが、今まで住民税の均等割りのみの負担となっておりますが、当社の利益が拡大してきた場合、現在存在する税務上の繰越欠損金が解消され法人税等が発生することになります。従って、税務上の繰越欠損金の解消が進む過程では、業績の伸張の状況と当期純利益の伸びが連動しないことが考えられます。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ加盟契約について

当社は、ゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」のフランチャイズ展開を行なうために、フランチャイズ加盟店とフランチャイズ加盟契約を締結しております。

フランチャイズ加盟契約の主な内容は、次のとおりです。

①契約の目的

当社は、加盟店に対して当社商標等の使用を許諾し、ゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」店経営のためのノウハウを提供する。フランチャイズ加盟店は契約時に当社に対して加盟金・保証金を支払い、毎月、ロイヤリティー・広告宣伝費等を支払う。

②加盟金その他金銭に関する事項

加盟金・・・3,000千円

保証金・・・1,000千円

ロイヤリティー・・・月間売上高に一定比率を乗じた金額

共通宣伝費・・・毎月定額

③商標等に関する事項

使用を許諾された商標類は、「ゴルフ・ドゥ！」店舗の事業以外の目的に使用してはならない。

使用許諾された商標類を使用した物品及び車両を第三者に譲渡、贈与、貸与する場合は、その商標の全てを抹消しなければならない。

④契約期間に関する事項

契約期間：開業日から5年間

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として加盟金の一定比率の金額を支払う。

⑤契約解除に関する事項

当社は、フランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、またはフランチャイズ加盟店に法的倒産手続が開始された場合等にフランチャイズ加盟契約を解除することができる。

(2) エリアフランチャイズ加盟基本契約

当社は、フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフ・ドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店との間で、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するためのエリアフランチャイズ加盟基本契約を締結しております。

エリアフランチャイズ加盟基本契約の主な内容は、次のとおりです。

①契約の目的

フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフ・ドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店に対し、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するための契約

②権利金その他金銭に関する事項

権利金・・・定めた特定の地域（契約エリア）の範囲や人口密度などにより、当社が決定した金額

加盟金・・・1店舗500千円

保証金・・・1店舗500千円

ロイヤリティー・・・「フランチャイズ加盟契約」に定められた金額に一定の率を減額した金額

共通宣伝費・・・毎月定額

③商標等に関する事項

「フランチャイズ加盟契約」と同様とする。

④契約期間に関する事項

契約期間：契約締結日から10年間、但し満期日において有効な個別契約が存続している場合には、当該個別契約の満了日まで。

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いづれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として1店舗あたり加盟金の20%の金額を支払う。

⑤契約解除に関する事項

当社は、エリアフランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、またはエリアフランチャイズ加盟店に法的倒産手続が開始された場合等にエリアフランチャイズ加盟店基本契約を解除することができる。

⑥エリアフランチャイズ契約先

会社名	契約年月	対象エリア
株式会社ゴルフ・ドゥ九州	平成16年1月	長崎県を除く九州全域
株式会社ティーバイティースポーツ	平成16年6月	愛知県
松早商事株式会社	平成17年3月	長崎県
株式会社リアライズ	平成17年3月 平成17年4月	兵庫県 大阪府
株式会社ゴルフ・ドゥ北海道	平成17年8月	北海道
有限会社シンクコーポレーション	平成17年10月	四国全域

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表の作成方法」に記載のとおりであります。

貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、ポイント引当金などについては、過去の実績や当該事象の状況に照らして合理的と考えられる見積もり及び判断を行ない、また繰延税金資産の計上については、将来の損益などを考慮し実施しておりますが、これらの見積もりや判断における前提や状況が変化した場合には、最終的な結果が異なるものとなる可能性があります。

上記のほかに当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性のある事象につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は8億35百万円(前事業年度末は7億20百万円)となり、1億15百万円増加いたしました。この主な要因としては、現金及び預金が1億91百万円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は2億97百万円(前事業年度末は2億51百万円)となり、46百万円増加いたしました。この主な要因としては、直営店舗の新規オープンと販売管理システム及びクラブ診断システムを新規導入いたしましたことにより、建物やソフトウェアが増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債残高は2億82百万円(前事業年度末は3億81百万円)となり、99百万円減少いたしました。この主な要因としては、短期借入金1億20百万円を返済し、未払金が23百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産残高は8億50百万円(前事業年度末は5億89百万円)となり、2億60百万円増加いたしました。この主な要因としては、新株発行増資による資本金の増加1億36百万円、資本準備金の増加1億76百万円及び当期純損失51百万円が主な要因です。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度の売上高は前事業年度が21億54百万円であったのに対し、22億7百万円と増加しました。営業利益が13百万円、経常利益が6百万円となりました。なお、当期純利益につきましては特別損失11百万円を計上し、繰延税金資産の減少により法人税等調整額42百万円を計上した結果、51百万円の純損失となっております。この主な要因は以下のとおりです。

(売上高)

直営事業は、14億52百万円(前事業年度比121.7%)となりました。この主な要因は、前事業年度にオープンした直営店が、当事業年度では年間を通じた営業を展開したことによる売上増加71百万円、当事業年度にオープンした店舗の売上増加1億70百万円によるものです。

フランチャイズ事業は、7億54百万円(前事業年度比78.5%)となりました。この主な要因は、新規加盟店の獲得数の減少による加盟金及びオープン商材の売上減によるものです。

(売上原価)

直営店の新規オープンのための品揃えと在庫数量確保及び前事業年度にオープンした直営店の売上増により、売上原価は、13億3百万円（前年同期比105.6%）となりました。

(販売費および一般管理費)

直営店出店に備えた社員の採用による人件費の増加と直営店出店による家賃地代および減価償却費が増加した結果、販売費及び一般管理費は8億90百万円（前年同期比110.6%）となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、受取手数料、雑収入が増加し、営業外費用は株式交付費11百万円を計上しております。

(特別損益)

特別損益については、貸倒引当金戻入によるもの1百万円、減損損失5百万円、合意解約精算金6百万円を計上しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の売上は、直営店の売上、既存フランチャイズ加盟店の売上に対するロイヤリティ収入等及び新規フランチャイズ加盟時の加盟金等からなっております。これらのうち、直営店及びフランチャイズ店の売上は景気、特に個人消費や天候、新品市場の動向に、また競合店の参入などにより影響を受けやすく、新規フランチャイズ加盟店獲得においては以上のような要因のほかに店舗の大型化、同業店との競争力の優劣、差別化などが重要な要因となっております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

次期の見通しにつきましては、我が国経済は、前期同様に、原油価格の高騰が懸念材料ではありますが、引き続き世界的な好景気と円安を背景に輸出が伸び、輸出企業を中心に企業業績は好調に推移、景気はこれまでの回復基調を持続するものと思われます。

ゴルフ業界におきましても、景気回復と女子プロゴルフの人気を背景にして、さらには団塊世代の大量退職などがゴルフ人口の拡大に寄与するものと考えられ、クラブ・用品市場でも、回復基調が前期同様に持続すると考えられます。

このような状況のもとで、当社は、「ゴルフ・ドゥ！」ブランドの浸透と、経営理念である「ゴルフ・ドゥ！ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」ことを体現することを目的とした中期経営計画「Reborn2010」の初年度として、直営店舗を中心とした150坪クラスの大型店舗を東京都下、埼玉、千葉、神奈川においてドミナント出店することを計画しております。また、フランチャイズ加盟店につきましては、4店舗の新規出店を予定しております。

さらに、店舗在庫の効率的な流通チャネルとして、インターネットでの販売にも、積極的に取り組んでまいります。前期において、韓国KOECON社との共同事業として韓国での「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」も開設し、国内のみならず海外でのインターネット販売のインフラが整いました。平成20年3月期は、これらのインターネットでの販売を拡充し、さらには別の収益事業への模索を行ってまいります。

また、前期に導入いたしました独自のクラブ診断プログラム「SPEC PLUS(スペックプラス)」による接客力強化・店頭販売力強化による店舗売上の底上げを図ってまいります。

以上のことから、平成20年3月期の業績見通しは、売上高26億円（前年同期比3億93百万円増）、利益面では経常利益が33百万円（前年同期比26百万円増）、当期純利益は65百万円（前年同期比1億17百万円増）を見込んでおります。

尚、半期ごとの業績見通しは、上半期は売上高12億70百万円、経常利益5百万円、当期純利益36百万円、下半期は売上高13億30百万円、経常利益28百万円、当期純利益29百万円となります。

上半期と下半期の差異要因といたしましては、以下の通りであります。

① 売上高

当期は、直営店を新規に3店舗出店する計画であります。期中に順次開店をさせていきます。したがって、下半期はオフシーズンにあたり1店舗当たり売上高が低下する傾向にあります。店舗数が増えることによって、ほぼその低下分を補う結果となり、上半期・下半期ほぼ同程度の売上を見込んでおります。

② 経常利益

直営店の新規出店は、開業月に費用負担がありその後段階的に収益力が高まることから下半期の利益が約23百万円多くなります。

さらに、広告宣伝費やキャンペーンの為の販売促進費が、ゴルフシーズンの始まりに合わせて企画されていることにより上半期の費用が約6百万円多くなる予定であります。

③ 当期純利益

法人税等調整額が上半期では約34百万円利益を増加させる要因となっております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは83百万円の収入となりました。たな卸資産が38百万円減少及び引当金が13百万円増加したことが要因となっております。

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）が、前事業年度末に比べ1億91百万円増加し、事業年度末時点での3億29百万円（前年同期末比238.5%増）となりました。これは財務活動で獲得した資金（3億円）を短期借入金の返済（1億20百万円）及び直営店の新規出店を中心とした設備投資（74百万円）に充当したためであり、繰延税金資産を除外した流動比率は前年同期比183.1ポイント伸長して401.0%、当座比率も同様に135.1ポイント伸長し、211.2%になっております。財務体質の健全性を維持しつつ、今後も直営店の出店を進めてまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、中期経営計画「Reborn2010」（第21期～第23期）に掲げております経営目標“2010年3月期売上高60億円、経常利益6億円”の実現に向けて、3 対処すべき課題 に記載いたしました5つの課題を解決するための施策を確実に実行していくことが重要であると認識しております。

また、当社は現在、中古ゴルフ用品市場を主な事業領域としておりますが、今後は幅広い顧客層をより多く獲得するためにも、ゴルフに関する商品・サービスを広く取り扱う新しいコンセプトの店舗展開やインターネットを通じたショッピングサイトなどeコマース事業の強化を推進していく方針であります。

さらに当社は、長期的に安定成長する継続企業として、あらゆる環境変化に対応できるような組織作り、人材育成を行い、顧客満足度及び企業価値を高めていく方針です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度は、新規直営店2店の店舗の内装や什器備品の購入、POSシステムの導入などで総額45百万円の設備投資を実施しております。また、販売管理システム用サーバーおよびPOS、OA機器の新型導入により7百万円の設備投資をおこなっております。ソフトウェアにおきましても、販売管理システムとゴルフクラブ診断システムの導入を行い20百万円の投資を行っております。

店舗は全て賃借物件のため、土地・建物の取得はなく、26百万円の建物・構築物への投資の大半は建物の内外装や広告塔設置などへの支出であり、工具器具備品の増加30百万円も新規出店した店舗の陳列什器等の取得やPOS導入及び新型機種のPOS、OA機器の導入に当てております。

当事業年度において重要な設備の除却はありませんでした。

2 【主要な設備の状況】

当社の事業所は、本社と営業所（兵庫県）および直営店10店舗（埼玉県8店舗、東京都2店舗）であり、事業所別の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	運搬具	土地 (面積m ²)	その他	合計	
本社 (埼玉県さいたま市)	統括業務施設	15,793	1,834	— (—)	13,242	30,870	29 (9)
東大宮店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	282	—	— (—)	901	1,184	1 (5)
与野中央店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	1,717	—	— (—)	1,281	2,999	2 (6)
吹上店 (埼玉県鴻巣市)	直営店舗	6,295	—	— (—)	2,195	8,491	3 (7)
草加店 (埼玉県草加市)	直営店舗	9,251	—	— (—)	4,535	13,787	3 (10)
多摩ニュータウン店 (東京都八王子市)	直営店舗	6,324	—	— (—)	3,082	9,406	3 (8)
深谷店 (埼玉県深谷市)	直営店舗	8,774	—	— (—)	3,807	12,581	3 (5)
花小金井店 (東京都小平市)	直営店舗	6,114	—	— (—)	2,978	9,092	2 (5)
北浦和店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	5,336	—	— (—)	3,238	8,574	4 (7)
川越店 (埼玉県川越市)	直営店舗	15,168	—	— (—)	10,163	25,331	3 (9)
桶川末広店 (埼玉県桶川市)	直営店舗	10,509	—	— (—)	7,790	18,299	3 (7)
関西営業所 (兵庫県尼崎市)	営業所	—	414	— (—)	310	724	1

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の設備投資の内容は、その大半が直営店舗出店のためのものであります。出店に際しては、土地・建物は原則的に賃借としているため、主な設備は店舗内外装、商品陳列什器等であります。

平成19年3月31日現在における直営店舗出店計画に基づく設備投資計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
直営店舗 (首都圏)	新規出店	180	—	自己資金及び 借入	平成19年6月	平成20年3月	1,500m ²
本社等	ソフトウェア	8	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月	—

(注) 新規出店により売場面積が450坪(約1,500m²) 増加する計画であります。また、出店費用には、内外装費用、什器備品、敷金・保証金などが含まれます。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	44,000
計	44,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	13,028	13,028	名古屋証券取引所（セン トレックス）	—
計	13,028	13,028	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年2月8日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	235	235
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235	235
新株予約権の行使時の払込金額（円）	37,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日 ～平成24年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 37,000 資本組入額 18,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 平成17年2月8日開催の臨時株主総会決議では245個付与しておりますが、従業員の退職により10個が放棄されております。

② 平成17年6月28日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	176	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	176	176
新株予約権の行使時の払込金額（円）	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会決議では200個付与しておりますが、従業員の退職により24個が放棄されております。

③ 平成17年6月28日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100	100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時においても、当社と良好な関係を維持していることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的株式数を調整いたします。

また、調整の結果生じる1株未満の端株についてはこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により1株当たり払込金額を調整いたします。調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成17年1月31日 (注) 1	5,514	11,028	—	1,252,111	—	—
平成17年3月11日 (注) 2	—	11,028	△888,363	363,748	—	—
平成18年4月 5日 (注) 3	2,000	13,028	136,000	499,748	176,800	176,800

(注) 1. 株式分割：1株を2株に分割

2. 繰越損失解消のための減資

3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 170,000円

発行価額 136,000円

資本組入額 68,000円

払込金総額 312,800千円

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 一株) (注)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数 (人)					個人以外	個人			
—	2	4	15	1	2	1,197	1,221	—	
所有株式数(株)	—	237	272	1,443	13	2	11,061	13,028	—
所有株式数の割合 (%)	—	1.82	2.09	11.08	0.10	0.01	84.90	100	—

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
松田 芳久	さいたま市南区	5,732	43.99
ヤフー株式会社	東京都港区北青山3丁目6-7	540	4.14
ラオックス株式会社	東京都千代田区神田須田町2丁目19-4	400	3.07
細田 裕三	千葉県浦安市	316	2.42
赤根 豊	東京都杉並区	301	2.31
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目3-17	233	1.78
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	230	1.76
株式会社丸三	島根県出雲市渡橋町1239	178	1.36
伊東 龍也	さいたま市浦和区	160	1.22
フォーアク株式会社	埼玉県加須市土手1丁目11-24	132	1.01
計	—	8,222	63.11

(注) 前事業年度末現在主要株主であったソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,028	13,028	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,028	—	—
総株主の議決権	—	13,028	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年2月8日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 監査役 1 従業員 23	取締役 5 監査役 3 従業員 38
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、今後も積極的な大型直営店の出店を続け、成長路線に拍車をかけるため、利益につきましては第一に内部に留保して資金需要に充てていく方針であります。公開企業として株主に対して責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき利益を株主に還元していく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき内部留保して資金需要に充てるため当期は無配当と致します。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	710,000
最低(円)	—	—	—	—	—	50,100

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所（セントレックス市場）におけるものです。

なお、平成18年4月6日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高(円)	123,000	101,000	67,900	64,000	62,500	62,000
最低(円)	93,700	50,100	54,000	52,500	57,200	55,600

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所（セントレックス市場）におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長		松田 芳久	昭和33年 8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 昭和62年 9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 平成元年 2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任（現任） 平成 8年 9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 平成12年 4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年4月 取締役会長就任（現任）	(注) 4	5,732
代表取締役社長		伊東 龍也	昭和31年 7月20日生	平成 7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ九州取締役就任 平成17年 4月 代表取締役社長就任（現任）	(注) 4	160
専務取締役	直営事業本部長	精松 裕司	昭和40年 9月24日生	平成 8年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成12年 3月 有限会社プラス・ワン入社 平成12年 6月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成17年 4月 専務取締役直営事業本部長就任（現任）	(注) 4	—
取 締 役	経営管理本部長	大井 康生	昭和26年 2月25日生	平成13年 4月 アールビバン株式会社入社 平成14年 5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年 4月 経営管理本部長就任（現任） 平成17年 6月 取締役就任（現任）	(注) 4	—
取 締 役	マーケティング本部長	井上 文彦	昭和34年 5月16日生	平成14年 6月 株式会社ボックスグループ入社 平成15年10月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年 4月 マーケティング本部長就任（現任） 平成17年 6月 取締役就任（現任）	(注) 4	—
取締役		中川 公隆	昭和19年10月23日生	平成16年 7月 東京ビジネスオーディット株式会社取締役就任（現任） 平成17年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 顧問 平成18年11月 取締役就任（現任）	(注) 4	—
常勤監査役		小澤 幸乃	昭和30年 4月25日生	昭和61年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成 5年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成12年 9月 常勤監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役		志村 孝典	昭和34年 2月19日生	昭和63年 9月 株式会社水上三洋商会入社（現任） 平成12年 9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役		安野 憲起	昭和24年 4月28日生	平成 2年 8月 司法書士登録、安野事務所所長（現任） 平成17年 2月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任（現任）	(注) 5	—
計						5,892

- (注) 1. 代表取締役社長 伊東龍也は、取締役会長松田芳久の義弟であります。
 2. 監査役 志村孝典と安野憲起は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
 3. 取締役 中川公隆は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。

4. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間
5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役 1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
牧野 尚子	昭和46年11月17日生	平成12年 5月 大貫事務所入所 平成13年 4月 司法書士登録 平成17年 5月 牧野司法書士事務所開設 (現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業が社会的責任を遂行し、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、業務執行上の重要な経営課題については最初に経営会議で充分な審議・検討を行ない、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。

経営会議は常勤役員と本部長、室長から構成されており、原則毎月3回の頻度で開催されております。

取締役会は取締役6名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要な都度開催されております。

監査役会は常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成されており、各監査役は原則毎月開催される監査役会へ出席するほか、取締役会への出席や個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況を監督しております。

内部監査につきましては内部監査室を設置し、「内部監査規程」ならびに「個人情報管理規程」に基づき各部門の業務監査、制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告しております。社員1名がその任にあたり監査役との連携を密にして計画的な監査を実施しております。

また、「内部統制システム構築に関する基本方針」を平成19年3月14日の取締役会にて決議し、平成19年4月1日より施行いたしました。概要は以下の通りとなっております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(3) リスク管理体制の整備状況

リスク管理につきましては、役職員及びフランチャイズ加盟店に対して関連法令及び社内規則の遵守徹底と社会的責任についての意識高揚を図り、リスクの発生を防いでおります。しかし、それにもかかわらずリスク発生の可能性がある場合には、営業・管理等の部門にかかわらず担当部署からリスク発生の可能性に関する情報を速やかに経営会議を始めとする社内会議に報告し、必要がある場合には顧問弁護士などの社外専門家と連携し、会社として迅速で適切な対応が取れるよう、リスクコントロール体制を確立しております。

(4) 役員報酬の内容

株主総会決議で定めている役員報酬の限度額は取締役160,000千円、監査役20,000千円ですが、当事業年度の取締役に対する役員報酬は37,600千円、監査役報酬は8,400千円であります。

(5) 社外取締役及び社外監査役との資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役である中川公隆と当社との間には取引関係及び資本関係はありません。

当社の社外監査役である志村孝典、安野憲起と当社との間には取引関係及び資本関係はありません。

なお、その他の利害関係として、社外監査役は以下の新株予約権を保有しております。

社外監査役 志村孝典 5個

社外監査役 安野憲起 5個

(6) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 浅枝芳隆	監査法人トーマツ
指定社員 業務執行社員 鎌田竜彦	監査法人トーマツ

また、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士 3名、会計士補 2名、その他 3名

(7) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 9,000千円

(8) 内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携

当社では、「内部監査実施計画書」の作成時及び内部監査実施後のその結果報告等により、内部監査担当者と監査役は定期的な情報交換を実施しております。

また、会計監査人と監査役は、「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、各々の意見交換をもって相互連携に努めています。

(9) コンプライアンス体制の充実に向けた取組み

社長直轄の組織として経営企画室を設け、社員2名をコンプライアンス担当としてコンプライアンス体制の整備・維持を図っております。経営企画室では、各部の業務活動全般に関し、年度計画に従って計画・手続の妥当性や業務実施の有効性等について内部監査を実施しており、問題点の改善に向け具体的な助言・勧告を行ない、改善状況のチェックを通じて内部統制レベルを引き上げております。また、従来と同様に今後も弁護士、司法書士といった外部専門家を活用する方針ではありますが、コンプライアンス担当の設置により社内的なチェック体制を強化し、非定型な契約締結時における契約書の内容や法令改正等に対する会社対応策の相談など不明確な部分を専門家の判断を仰ぐことで活用する方針であります。

(10) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役共に、法令の範囲内としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(11) 取締役の定数

当社の取締役は7名以下とする旨定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		138,021		329,158	
2. 売掛金		92,147		101,185	
3. 商品		417,777		376,521	
4. 貯蔵品		2,638		3,123	
5. 前払費用		19,995		18,235	
6. 繰延税金資産		60,511		17,913	
7. その他		286		1,091	
貸倒引当金		△11,214		△11,953	
流動資産合計		720,162	74.1	835,274	73.7
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		82,653		93,500	
減価償却累計額		19,005	63,647	20,417	73,083
(2) 構築物		12,132		16,316	
減価償却累計額		3,528	8,604	3,832	12,484
(3) 車両運搬具		5,800		6,223	
減価償却累計額		4,016	1,783	3,974	2,249
(4) 工具器具備品		113,945		144,038	
減価償却累計額		70,536	43,408	90,509	53,528
(5) 建設仮勘定			1,243		120
有形固定資産合計		118,688	12.2	141,465	12.5
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権		923		923	
(2) ソフトウェア		20,846		36,178	
(3) ソフトウェア仮勘定		4,410		682	
無形固定資産合計		26,180	2.7	37,785	3.3

区分	注記番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		12,775		12,775	
(2) 長期貸付金		1,122		333	
(3) 長期前払費用		1,229		1,933	
(4) 敷金・保証金		92,717		103,825	
貸倒引当金		△1,122		△333	
投資その他の資産合計		106,723	11.0	118,534	10.5
固定資産合計		251,591	25.9	297,785	26.3
資産合計		971,754	100.0	1,133,060	100.0

		前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)	
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		84,415			63,590		
2. 短期借入金	※2	120,000			—		
3. 未払金		32,461			55,865		
4. 未払費用		28,283			36,643		
5. 未払法人税等		7,006			5,753		
6. 未払消費税等		3,619			10,254		
7. 前受金		2,750			—		
8. 預り金		1,683			4,268		
9. 賞与引当金		6,560			16,532		
10. ポイント引当金		15,860			10,910		
流動負債合計		302,641	31.1		203,818	18.0	
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		14,357			22,528		
2. 預り保証金		64,800			55,800		
固定負債合計		79,157	8.2		78,328	6.9	
負債合計		381,798	39.3		282,147	24.9	
(資本の部)							
I 資本金	※1	363,748	37.4		—	—	
II 利益剰余金		226,207		—	—	—	
1. 当期末処分利益		226,207	23.3		—	—	
利益剰余金合計		589,955	60.7		—	—	
資本合計		971,754	100.0		—	—	
負債資本合計							

		前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)		金額(千円)	構成比(%)	
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—	499,748	44.1	
2. 資本剰余金		—	—	—	176,800	15.6	
(1) 資本準備金							
資本剰余金合計					176,800	15.6	
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—	—	—	174,364	15.4	
利益剰余金合計					174,364	15.4	
株主資本合計		—	—	—	850,913	75.1	
純資産合計		—	—	—	850,913	75.1	
負債純資産合計		—	—	—	1,133,060	100.0	

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
I 売上高	※1		2,154,983	100.0		2,207,104	100.0
II 売上原価		232,488			417,777		
1. 商品期首たな卸高		1,433,737			1,273,409		
2. 当期商品仕入高		1,666,225			1,691,186		
合計		14,790			11,617		
3. 他勘定振替高		417,777	1,233,657	57.2	376,521	1,303,047	59.0
4. 商品期末たな卸高			921,325	42.8		904,056	41.0
売上総利益			805,717	37.4		890,995	40.4
III 販売費及び一般管理費	※2		115,607	5.4		13,060	0.6
営業利益							
IV 営業外収益		33			205		
1. 受取利息		960			1,731		
2. 受取手数料		1,888			1,867		
3. 自動販売機手数料		—			830		
4. 加盟契約解約違約金		971			301		
5. 保険差益		448	4,302	0.2	1,147	6,084	0.3
V 営業外費用		700			45		
1. 支払利息		—			11,904		
2. 株式交付費		202			—		
2. リペア作業補償費用等		249	1,153	0.1	230	12,180	0.6
3. 雜損失							
経常利益		118,757		5.5		6,964	0.3

		前事業年度 (自 至 平成17年4月1日 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 至 平成18年4月1日 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 貸倒引当金戻入益		935	935	0.1	1,161	1,161	0.1
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※3	5,233			68		
2. 減損損失	※4	4,170			5,516		
3. 投資有価証券評価損		18,724			—		
4. 合意解約精算金		—	28,128	1.3	6,000	11,585	0.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△) 法人税、住民税及び事業税		91,563		4.3	△3,458		△0.2
法人税等調整額		5,046		△0.5	5,785		
当期純利益又は当期純損失(△)		△16,064	△11,018		42,597	48,383	2.2
前期繰越利益			102,582	4.8	△51,842		△2.4
当期末処分利益			123,625		—		
			226,207		—		

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	363,748	—	226,207	589,955	589,955
事業年度中の変動額					
新株の発行	136,000	176,800		312,800	312,800
当期純損失			△51,842	△51,842	△51,842
事業年度中の変動額合計 (千円)	136,000	176,800	△51,842	260,957	260,957
平成19年3月31日 残高 (千円)	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 至 平成17年4月1日 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		91,563	△3,458
減価償却費		32,403	39,164
長期前払費用償却額		315	395
株式交付費		—	11,904
貸倒引当金の減少額		△935	△49
退職給付引当金の増加額		9,893	8,171
賞与引当金の増加額 (△：減少額)		△1,085	9,971
ポイント引当金増加額 (△：減少額)		7,160	△4,950
受取利息及び受取配当金		△33	△205
投資有価証券評価損		18,724	—
支払利息		700	45
減損損失		4,170	5,516
固定資産除却損		5,233	68
長期前払費用増加額		△752	△1,100
売上債権の減少額 (△：増加額)		4,289	△9,038
たな卸資産の減少額 (△：増加額)		△189,801	38,108
その他流動資産減少額 (△：増加額)		△9,739	954
仕入債務の増加額 (△：減少額)		15,548	△20,825
未払金の増加額 (△：減少額)		△2,271	7,586
未払費用の増加額		7,185	8,360
未払消費税等の増加額		2,012	7,400
その他流動負債の増加額 (△：減少額)		507	△164
預り保証金の増加額 (△：減少額)		5,000	△9,000
小計		91	88,857
利息及び配当金の受取額		32	173
利息の支払額		△809	△45
法人税等の支払額		△6,580	△5,045
営業活動によるキャッシュ・フロー		△7,264	83,939

		前事業年度 (自 至 平成17年4月1日 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△49,515	△35,599
無形固定資産の取得による支出		△12,169	△27,780
貸付金の回収による収入		773	788
敷金・保証金拠出による支出		△15,974	△18,107
敷金・保証金返還による収入		2,810	7,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		△74,075	△73,698
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△：減少額)		120,000	△120,000
株式発行による収入		—	300,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		120,000	180,895
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		38,659	191,136
VI 現金及び現金同等物の期首残高		99,362	138,021
VII 現金及び現金同等物の期末残高		138,021	329,158

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月30日)	
区分	注記番号	金額（千円）	
I 当期末処分利益		226,207	
II 次期繰越利益		226,207	

次へ

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。	同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)商品…総平均法に基づく原価法を採用しております。 (2)貯蔵品…最終仕入原価法による原価法を採用しております。	(1)商品 同左 (2)貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～24年 構築物 10年～20年 車両運搬具 2年～6年 工具器具備品 2年～15年 (2)無形固定資産 ソフトウェア…社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)長期前払費用 均等償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 ソフトウェア 同左 (3)長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左

項目	前事業年度 (自 至 平成17年4月1日 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。</p> <p>(4) ポイント引当金</p> <p>ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。</p>	<p>(賞与引当金の支給対象期間) 給与規程改正に伴い従来夏季賞与の支給対象期間を12月から5月までとしておりましたが、当期より同賞与の対象期間を10月から3月まで、と変更いたしました。 当該変更に伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、賞与引当金が6,405千円増加しておりますが、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) ポイント引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理っております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。</p> <p>これにより税引前当期純利益は4,170千円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>――</p>	<p>――</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は850,913千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「保険差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「保険差益」の金額は455千円であります。</p>	<p>――</p>

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※1 授権株式数及び発行済株式総数	—
授権株式数 普通株式 44,000株	
発行済株式総数 普通株式 11,028株	
※2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行2行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当期末における借入金未実行残高は次のとおりです。	※2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当期末における借入金未実行残高は次のとおりです。
当座借越限度額 200,000千円	当座借越限度額 400,000千円
借入実行残高 120,000千円	借入実行残高 一千円
差引額 80,000千円	差引額 400,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。
販売促進費 846 (千円)	販売促進費 587 (千円)
FC運営費 2,295	FC運営費 192
消耗品費 5,012	消耗品費 5,915
固定資産 2,605	固定資産 2,647
その他 4,030	その他 2,275
合計 14,790	合計 11,617
※2 販売費に属する費用のおおよその割合は20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は80%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 販売費に属する費用のおおよその割合は18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は82%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。
FC運営費 82,673 (千円)	FC運営費 84,516 (千円)
広告宣伝費 16,726	広告宣伝費 28,206
販売促進費 47,661	販売促進費 34,543
役員報酬 43,600	役員報酬 46,000
給与 157,072	給与 196,332
雑給 64,056	雑給 67,400
地代家賃 96,785	地代家賃 109,019
支払手数料 45,058	支払手数料 51,926
減価償却費 32,403	減価償却費 39,164
長期前払費用償却費 315	長期前払費用償却費 395
賞与引当金繰入額 6,560	貸倒引当金繰入額 1,112
退職給付引当金繰入額 10,523	賞与引当金繰入額 16,532
ポイント引当金繰入額 7,160	退職給付引当金繰入額 8,171
前期まで表示しておりませんでした「販売促進費」と「雑給」は、当期において販売費及び一般管理費の100分の5を超えたため区分掲記しております。	
なお、前期の「販売促進費」は21,911千円、「雑給」は22,651千円であります。	
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
建物 4,705 (千円)	車両運搬具 42 (千円)
構築物 315	工具器具備品 26
工具器具備品 212	合計 68
合計 5,233	

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																										
<p>※4 減損損失</p> <p>当社は、資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最少の単位を直営店舗と捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野東口店 (埼玉県さいたま市)</td><td>店舗</td><td>建物、構築物、工具器具備品</td></tr> </tbody> </table> <p>店舗の閉鎖を決定したことにより、与野東口店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（4,170千円）を減損損失として特別損失に計上しております。与野東口店の回収可能価額は正味売却価額を用いております。</p> <p>減損当該資産については他の直営店舗への転用が不可能であり、正味売却価額については0と認識しております。</p> <p>(減損損失の内訳)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>3,956千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>158</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>54</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,170千円</td></tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	与野東口店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、工具器具備品	建物	3,956千円	構築物	158	工具器具備品	54	計	4,170千円	<p>※4 減損損失</p> <p>当社は、資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最少の単位を直営店舗と捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大宮店 (埼玉県さいたま市)</td><td>店舗</td><td>建物、構築物、工具器具備品</td></tr> </tbody> </table> <p>減損損失の認識の要否を検討した結果、東大宮店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（5,516千円）を減損損失として特別損失に計上しております。東大宮店の回収可能価額は正味売却価額を用いております。</p> <p>減損当該資産については他の直営店舗への転用が不可能であり、正味売却価額については0と認識しております。</p> <p>(減損損失の内訳)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>5,001千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>514</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,516千円</td></tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、工具器具備品	建物	5,001千円	構築物	514	計	5,516千円
場所	用途	種類																									
与野東口店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、工具器具備品																									
建物	3,956千円																										
構築物	158																										
工具器具備品	54																										
計	4,170千円																										
場所	用途	種類																									
東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、工具器具備品																									
建物	5,001千円																										
構築物	514																										
計	5,516千円																										

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	11,028	2,000	—	13,028
合計	11,028	2,000	—	13,028

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,000株は一般募集による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) 平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 138,021	現金及び預金勘定 329,158
現金及び現金同等物 138,021	現金及び現金同等物 329,158

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

重要性が乏しいので、財務諸表等規則第8条の6第6項により、記載しておりません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

重要性が乏しいので、財務諸表等規則第8条の6第6項により、記載しておりません。

次へ

(有価証券関係)

時価のない主な有価証券の内容

種類	前事業年度（平成18年3月31日）	当事業年度（平成19年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式	12,775	12,775

(注) 前事業年度において、その他有価証券について18,724千円減損処理を行なっております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社はデリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社はデリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

次へ

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 (平成18年3月31日) 退職給付債務 14,357千円 退職給付引当金 14,357千円 (注) 当社は、退職給付の算定方法として簡便法を採用しております。	2. 退職給付債務に関する事項 (平成19年3月31日) 退職給付債務 22,528千円 退職給付引当金 22,528千円 (注) 当社は、退職給付の算定方法として簡便法を採用しております。
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 10,523千円 退職給付費用 10,523千円	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 8,171千円 退職給付費用 8,171千円

(ストック・オプション等関係)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 23名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 245株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月31日	平成17年8月1日
権利確定条件	付与日（平成17年3月31日）以降、権利確定日（平成19年2月28日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年8月1日）以降、権利確定日（平成19年6月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	23ヶ月間（自平成17年3月31日 至平成19年2月28日）	23ヶ月間（自平成17年8月1日 至平成19年6月30日）
権利行使期間	自 平成19年3月 1日 至 平成24年2月29日	自 平成19年7月 1日 至 平成24年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	240	191
付与	—	—
失効	5	15
権利確定	235	—
未確定残	—	176
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	235	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	235	—

② 単価情報

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	37,000	137,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位 : 千円) (平成18年3月31日現在)	(単位 : 千円) (平成19年3月31日現在)
繰延税金資産 (流動)	繰延税金資産 (流動)
貸倒引当金損金算入限度超過額 2,241	貸倒引当金損金算入限度超過額 2,009
ポイント引当金 6,423	ポイント引当金 4,418
賞与引当金 2,657	賞与引当金 6,695
未払事業税 1,394	未払事業税 1,566
繰越欠損金 45,183	たな卸資産評価損 1,745
その他 2,611	その他 2,696
繰延税金資産 合 計 60,511	繰延税金資産 小 計 19,133
	評価性引当額 △1,219
	繰延税金資産 合 計 17,913
繰延税金資産 (固定)	繰延税金資産 (固定)
減価償却費損金算入限度超過額 381	減価償却費損金算入限度超過額 387
繰越欠損金 47,362	減損損失 2,234
その他 6,215	繰越欠損金 85,303
繰延税金資産 小 計 53,960	その他 9,139
評価性引当額 △53,960	繰延税金資産 小 計 97,065
繰延税金資産 合 計 —	評価性引当額 △97,065
	繰延税金資産 合 計 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(単位 : %) (平成18年3月31日現在)	
法定実効税率 40.5	
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2	当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
住民税均等割額 9.8	
税務上の欠損金 △12.9	
評価性引当額 △49.4	
その他 △ 0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 △12.0	

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 53,496.16円	1株当たり純資産額 65,314.19円
1株当たり当期純利益金額 9,301.96円	1株当たり当期純損失金額 3,986.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	102,582	△51,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	102,582	△51,842
期中平均株式数(株)	11,028	13,006
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数531個) なお、これらの概要是「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数511個) なお、これらの概要是「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社株式は名古屋証券取引所の承認を得て平成18年4月6日にセントレックス市場に上場しております。上場にあたり、平成18年3月3日及び平成18年3月15日開催の取締役会において下記のとおり新株式の発行を決議し、平成18年4月5日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、同日付で資本金は499,748千円、発行済株式総数は13,028株となっております。</p> <p>(1) 募集の方法 ブックビルディング方式による一般募集</p> <p>(2) 種類 普通株式</p> <p>(3) 発行数 2,000株</p> <p>(4) 発行価格 1株につき170,000円</p> <p>(5) 引受価額 1株につき156,400円</p> <p>(6) 発行価額 1株につき136,000円</p> <p>(7) 資本組入額 1株につき 68,000円</p> <p>(8) 発行価額の総額 272,000千円</p> <p>(9) 払込金額の総額 312,800千円</p> <p>(10) 資本組入額の総額 136,000千円</p> <p>(11) 申込期日 平成18年4月3日</p> <p>(12) 払込期日 平成18年4月5日</p> <p>(13) 配当起算日 平成18年4月1日</p> <p>(14) 資金の使途 直営新規出店のための設備資金及び借入金返済に充当する予定であります。</p>	<p>1. 当社は、以下の要領で、取締役並びに監査役に対する報酬等としての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>なお、当取締役並びに監査役への報酬としての新株予約権付与には、会社法第361条第1項第1号が適用されますので、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において決議いたしました取締役並びに監査役の報酬上限額とは別枠の報酬等として、取締役に年額1,640万円（うち社外取締役70万円）、監査役に年額360万円の範囲で新株予約権を付与することとしております。</p> <p>(1) 取締役並びに監査役に対して報酬として新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者</p> <p>当社取締役、監査役</p> <p>(3) 新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式150株（内社外取締役割当て5株、監査役割当て27株）を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して合併等という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数</p> <p>150個を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。</p>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとする。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権割当日の翌日から5年間とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いづれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>ii その他権利行使の条件は、平成19年6月28日開催の第20期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>2. 当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものである。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者 当社従業員。</p> <p>(3) 募集事項</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式250株を上限とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数 250個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権と引き換えに払込む金額 新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。</p>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高いほうに1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{A + \frac{B \times C}{1 \text{株当たりの時価}}}{A + B}}{\text{A : 既発行株式数、B : 新規発行株式数、C : 1株当たり払込金額}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。</p>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。</p> <p>⑤ 新株予約権行使することができる期間 平成22年5月1日から平成27年4月30日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>ii 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。</p> <p>iii その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとする。</p> <p>⑧ i 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>ii 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>⑨ 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>⑩ 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>i 合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社</p> <p>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社</p> <p>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>⑪ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑫ 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数（株）	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社ゴルフ・ドゥ九州	630 12,775
		小計	630 12,775
		計	630 12,775

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	82,653	20,822	9,974 (5,001)	93,500	20,417	6,384	73,083
構築物	12,132	5,909	1,725 (514)	16,316	3,832	1,514	12,484
車両運搬具	5,800	1,270	847	6,223	3,974	763	2,249
工具器具備品	113,945	30,391	299	144,038	90,509	20,245	53,528
建設仮勘定	1,243	4,568	5,691	120	—	—	120
有形固定資産計	215,774	62,962	18,537 (5,516)	260,200	118,734	28,908	141,465
無形固定資産							
電話加入権	923	—	—	923	—	—	923
ソフトウェア	74,128	25,588	—	99,716	63,537	10,255	36,178
ソフトウェア仮勘定	4,410	2,568	6,295	682	—	—	682
無形固定資産計	79,461	28,156	6,295	101,322	63,537	10,255	37,785
長期前払費用	1,704	1,100	—	2,804	870	395	1,933

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

川越店（建物、構築物、工具器具備品）	26,714千円
桶川末広店（建物、構築物、工具器具備品）	18,894
社有車（車両運搬具）	1,270
OA機器他（工具器具備品）	7,120
販売管理システム（ソフトウェア）	10,430
クラブ診断システム（ソフトウェア）	10,000

2. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	120,000	—	—	—
合計	120,000	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,336	1,112	—	1,161	12,287
賞与引当金	6,560	16,532	6,560	—	16,532
ポイント引当金	15,860	10,910	15,860	—	10,910

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、回収による戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	19,498
預金	
普通預金	209,659
定期預金	100,000
小計	309,659
合計	329,158

ロ. 受取手形

該当事項はありません。

ハ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ティーバイティー	22,856
ゴルフ・ドゥ鷺沼駅前店	6,865
三菱UFJニコス株式会社	6,466
株式会社ジェーシービー	5,946
株式会社ゴルフ・ドゥ九州	4,383
その他	54,666
合計	101,185

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ <hr/> $\frac{(B)}{365}$
92,147	1,538,283	1,529,245	101,185	93.8	22.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二. 商品

品目	金額（千円）
ゴルフクラブ	309,547
ゴルフ用品	64,341
営業用備品	2,633
合計	376,521

ホ. 務蔵品

品目	金額（千円）
販促物	3,123
合計	3,123

② 固定資産

敷金・保証金

区分	金額（千円）
JR東日本都市開発株式会社	50,000
株式会社オートアールズ	7,800
株式会社でんきち	7,380
有限会社ヤマ長商事	7,200
個人（東大宮店家主）	6,143
その他	25,302
合計	103,825

③ 流動負債

イ. 支払手形

該当事項はありません。

ロ. 買掛金

相手先	金額（千円）
朝日ゴルフ用品株式会社	15,376
株式会社渡辺製作所	10,228
株式会社ブリヂストンスポーツ	6,469
株式会社ダンロップスポーツ	3,639
加賀スポーツ株式会社	3,365
その他	24,511
合計	63,590

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	営業年度末の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 無料</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.golfdo.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成18年4月17日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書

（第20期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月30日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は新株式の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。